

相 続 税 法

本試験問題

〔第一問〕問1(1)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

個人Aは、自己が保有する土地（通常の取引価額（時価）1,000万円）を、200万円で譲渡することを考えている。この譲渡対価は著しく低い価額の対価と認められるものとする。

〔問〕

- (1) 当該土地を個人B（個人Aの子）に譲渡した場合、当該土地に係る贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕【資料1】3(6)

- (6) J社株式6,000株は、叔父Aに5,200株、弟Cに800株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。

- リ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A（株価）				
				① 令和8年 8月以前 2年間平 均	② 令和8年 平均	③ 令和8年 6月分	④ 令和8年 7月分	⑤ 令和8年 8月分
大分類	配当 金額	利益 金額	簿価 純資産 価額					
教育、 学習 支援業	4.4	33	232	477	462	476	468	467

- ス J社の令和8年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	33,927,200	買掛金	11,520,000
売掛金	15,000,700	借入金	36,000,000
貸付金	1,200,000	未払金	2,890,300
棚卸資産	16,300,000		
建物	21,000,000		
車両運搬具	8,640,000		
土地	69,000,000		
保険積立金	12,000,000		
合計	177,067,900	合計	50,410,300

- （注1）J社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、令和8年3月31日から課税時期までの間に資産及び負債の金額について著しく増減がないため、評価額の計算には影響しないものとする。

TAC予想問題

●上級演習 第13回〔第一問〕問2

次の〔設例〕に基づき、以下の問に答えなさい。

〔設例〕

従業員持株制度を採用している非上場会社乙社の代表取締役であるXは、令和8年3月、従業員Yの退職に際してYが所有していた乙社株式の全部を、売戻条件価額である額面金額（1株当たり50円）で買い取った。

Xはこれを2年以上にわたり保有し、株主として配当を受けている。また、これらの株式を保有することは、Xの地位をより一層確固たるものにすることに役立つものと認められる。

令和8年の乙社株式の財産評価基本通達に基づく純資産価額は1株当たり680円、配当還元価額は1株当たり120円である。

〔問〕

乙社株式の売買が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。なお、具体的な課税金額の算定は不要とする。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕【資料1】3

- (4) K社の株式2,000株は、養子Aに1,600株、孫Cに200株、養子Dに200株をそれぞれ遺贈する。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（令和8年分）（抜粋）

業種目		番 号	B 配 当 金 額	C 利 益 金 額	D 簿 価 純 資 産 額	A（株価）（注）				
大分類	中分類					小分類	令 和 8 年 平 均	令 和 8 年 3 月 分	4月分	5月分
製造業			9	5.1	32	282	352	315 333	334 332	343 331
窯業・土石製品 製造業			25	3.6	27	283	255	227 239	240 239	245 228
セメント・ 同製品製造業			26	2.9	31	261	239	258 235	270 236	277 237
その他の 窯業・土石 製品製造業			27	3.9	25	292	262	214 241	272 240	231 239

●実力完成答練 第6回〔第二問〕【資料1】3(6)

- ハ P社の令和8年2月末日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次表のとおりである。

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金預金	356,000,000	支払手形	10,000,000
売掛金	470,000,000	買掛金	160,000,000
棚卸資産	100,000,000	借入金	230,000,000
前払費用	5,000,000	未払費用	28,800,000
建物	100,882,000	貸倒引当金	17,100,000
土地	591,000,000	賞与引当金	120,000,000
有価証券	20,000,000		
車両運搬具	9,118,000		
ゴルフ会員権	8,000,000		
保険積立金	6,000,000		
繰延資産	7,200,000		
合計	1,673,200,000	合計	50,410,300

- （注）1 P社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

〔第二問〕【資料1】3(6)

ト J社の法人税の課税所得金額等は次のとおりである。

事業年度	法人税の課税所得金額	左のうち非経常的な利益金額	受取配当等の益金不算入額	左の所得税額
直前期	2,500,000円	((注1)参照)	100,000円	20,000円
直前々期	0円	0円	80,000円	16,000円
直前々期の前期	△1,000,000円	0円	100,000円	20,000円

(注1) 直前期の損益計算書上、特別利益500,000円、特別損失200,000円があるが、それぞれ事業の用に供していた固定資産を売却したことによるものである。

(注2) 直前期の法人税の課税所得金額の計算上、損金の額に算入した繰越欠損金の控除額は1,500,000円である。

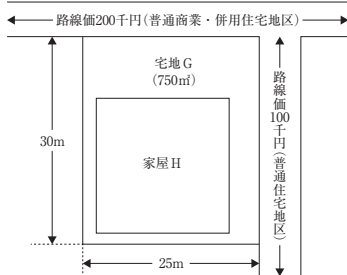
(注3) 直前々期の法人税の課税所得金額の計算上、損金の額に算入した繰越欠損金の控除額は2,000,000円である。

〔第二問〕【資料1】3

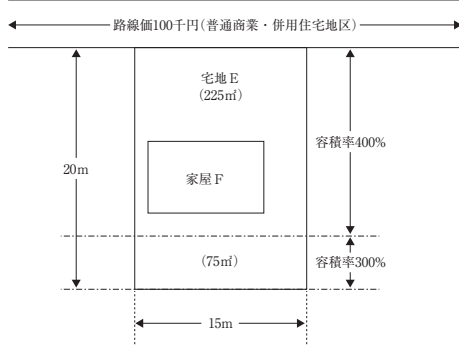
(3) 宅地G(750㎡)は、配偶者乙に遺贈する。

宅地Gは、三大都市圏の路線価地域に所在し、地積規模の大きな宅地に該当し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Gは、下記(4)の家屋Hの敷地の用に供されており、配偶者乙は、相続税の申告期限まで引き続き所有し、その用に供している。



〔第二問〕【資料1】3(1)



〔第二問〕【資料1】

5 被相続人甲の葬儀等に要した費用は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

なお、香典2,000,000円は、全て配偶者乙が受領した。

(1) 通夜及び告別式の費用 4,000,000円 配偶者乙及び叔父Aそれぞれ2分の1

(2) 葬儀の際の寺院へのお布施 500,000円 配偶者乙

なお、この金額は、被相続人甲の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められる。

(3) 初七日法要費用 200,000円 配偶者乙

(4) 香典返戻費用 800,000円 配偶者乙

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料1】3(6)

リ M社の比率要素の金額の計算の基となる各事業年度における利益金額は次のとおりである。

(イ) 令和8年4月1日～令和9年3月31日の事業年度

法人税の課税所得金額 81,500,000円

法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった

剰余金の配当 5,000,000円

剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額 1,021,000円

(ロ) 令和7年4月1日～令和8年3月31日の事業年度

法人税の課税所得金額 95,000,000円

内 保険差益 36,000,000円

内 建物売却損 15,000,000円

法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった

剰余金の配当 4,500,000円

剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額 918,900円

(ハ) 令和6年4月1日～令和7年3月31日の事業年度

法人税の課税所得金額 75,000,000円

内 土地売却益 12,000,000円

法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった

剰余金の配当 4,000,000円

剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額 816,800円

(ニ) 令和5年4月1日～令和6年3月31日の事業年度

法人税の課税所得金額 85,000,000円

法人税の課税所得の計算上益金に算入されなかった

剰余金の配当 4,800,000円

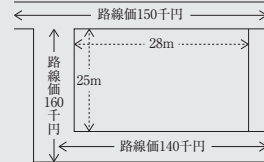
剰余金の配当に係る所得税額に相当する金額 980,160円

●直前対策講義補助問題 第4回【資料1】3

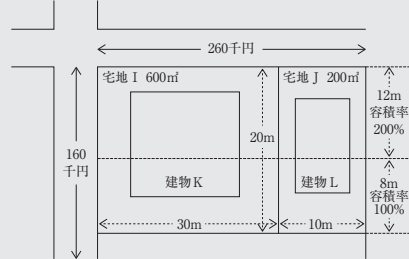
(4) 宅地N(700㎡)は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、この宅地Nは三大都市圏の市街化区域に所在しており、地積規模の大きな宅地に該当する。この宅地Nは相続開始時現在、空地となっている。



●直前対策講義補助問題 第3回【資料1】3(1)



●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料1】

5 被相続人甲の葬式に要した諸費用は次のとおりであり、これについては、配偶者乙及び子Cが均等に負担した。なお、香典2,000,000円は乙が全額取得した。

(1) 通夜及び告別式の費用 3,000,000円

(2) 香典返しの費用 220,000円

(3) 寺へのお布施 300,000円

(4) 初七日法要の費用 150,000円

【第二問】【資料1】3

- (5) I社の株式1,000株は、弟Cに遺贈する。
この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。
なお、I社の事業年度は1年である。
- イ 課税時期の最終価格 12,500円
ロ 毎日の最終価格の月平均額
令和8年8月の毎日の最終価格の月平均額 12,600円
令和8年7月の毎日の最終価格の月平均額 12,700円
令和8年7月1日から29日までの毎日の最終価格の平均額 12,900円
令和8年7月30日から31日までの毎日の最終価格の平均額 12,500円
令和8年6月の毎日の最終価格の月平均額 12,800円
- ハ 配当金交付の基準日 令和8年7月31日
ニ 予想配当金額 現金配当1株につき400円
ホ 配当落ちの日 令和8年7月30日
ヘ 株主総会の決議日 令和8年10月15日

【第二問】【資料1】6

区分	K生命保険契約	L生命保険契約	M生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	夫B
保険料負担者	被相続人甲	借入金	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙	甥D	甥D
保険金額	20,000,000円	20,000,000円	5,000,000円
支払済保険料	18,000,000円	18,000,000円	4,500,000円

- (注1) K生命保険契約の保険金額は契約上の死亡保険金額であり、契約者貸付金2,000,000円(元利合計額)が保険金額から控除され支払われた。
- (注2) M生命保険契約の保険料は、全額前払いで支払っており、支払済保険料のうち3,000,000円は未経過保険料に該当する。また、相続開始時において、M生命保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は、4,200,000円(解約返戻金1,200,000円、未経過保険料3,000,000円)である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、保険約款の定めにより甥Dが引き継ぐこととなった。

【第二問】【資料1】

- 8 亡父丙を被相続人とする相続税の申告内容は、次のとおりである。なお、亡父丙の相続を放棄した者はいない。

	亡姉B	被相続人甲	弟C	合計
純資産価額	31,000,000円	28,000,000円	32,000,000円	91,000,000円
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	0円	2,100,000円	0円	2,100,000円
課税価額	31,000,000円	30,100,000円	32,000,000円	93,100,000円
課せられた相続税額	1,753,100円	1,602,100円	1,809,500円	5,164,700円

(注) 課せられた相続税額には、延滞税、利子税、各種加算税の額を含んでいない。

【第二問】【資料1】

- 7 被相続人甲は、上記3(1)のとおり、令和8年2月3日に、宅地Eの共有持分3分の2を配偶者乙に対して贈与している。なお、この贈与については、相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の適用要件を満たしている。また、この贈与以外に、被相続人甲からの贈与(みなし贈与を含む。)はないものとする。

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料1】3

- (7) N社の株式10,000株は、子Bが取得する。
この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。
- イ 課税時期前後の株式の最終価格
(イ) 5月13日 425円
(ロ) 5月14日 410円
(ハ) 5月15日 408円
(ニ) 5月16日から5月17日 取引なし
(ホ) 5月18日 403円
- ロ 毎日の最終価格の月平均額
(イ) 令和8年5月1日から13日までの毎日の最終価格の月平均額 430円
(ロ) 令和8年5月14日から31日までの毎日の最終価格の月平均額 400円
(ハ) 令和8年5月の毎日の最終価格の月平均額 409円
(ニ) 令和8年4月の毎日の最終価格の月平均額 420円
(ホ) 令和8年3月の毎日の最終価格の月平均額 425円
(ヘ) 令和8年2月の毎日の最終価格の月平均額 430円
- ハ 配当金交付の基準日 令和8年5月15日
ニ 配当落ちの日 令和8年5月14日
ホ 予想配当金額 株式1株につき15円

●直前予想答練 第3回【第二問】【資料1】

- 5 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。
- | 区分 | U生命保険 | V生命保険 | W生命保険 | X生命保険 |
|--------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 保険契約者 | 被相続人甲 | 子A | 子B | 配偶者乙 |
| 被保険者 | 被相続人甲 | 子A | 子B | 被相続人甲 |
| 保険料負担者 | 被相続人甲 | 被相続人甲1/2
子A1/2 | 被相続人甲1/2
子B1/2 | 被相続人甲2/3
配偶者乙1/3 |
| 保険金受取人 | 配偶者乙 | 孫E | 被相続人甲 | 孫G |
| 保険金額 | 62,000,000円 | 25,000,000円 | 年2,500,000円 | 27,000,000円 |
| 支払済保険料 | 40,000,000円 | 20,000,000円 | 30,000,000円 | 20,000,000円 |
- (注) 1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある生命保険会社との契約である。
2 相続開始時において、V生命保険との保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は17,000,000円である。

●実力完成答練 第4回【第二問】【資料1】

- 10 亡母丁の死亡に伴い、被相続人甲は次の通り財産を取得等している。
- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 相続財産の価額 | 80,000,000円 |
| (2) 生命保険金等の額 | 30,000,000円 |
| (3) 同上の非課税額 | △5,000,000円 |
| (4) 債務控除額 | △6,000,000円 |
| (5) 生前贈与加算額 | 10,000,000円 |
| (6) 課税価格 | 109,000,000円 |
| (7) 課された相続税額 | 12,500,000円 |
- (注) 課された相続税額には、延滞税、利子税、各種加算税の額を含んでいない。

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料1】3

- (1) 宅地Fは、配偶者乙が取得する。
宅地Fは、路線価地域(普通住宅地区(借地権割合60%、借家権割合30%))及び普通商業・併用住宅地区(借地権割合70%、借家権割合30%)に所在し、その地形等は次のとおりである。
宅地Fのa部分(198㎡)には、建物G(贈与時の価額:25,000,000円、相続開始時の価額22,000,000円)があり、被相続人甲が相続開始の直前において配偶者乙と同居し、自己の居住の用に供していた。なお、配偶者乙は、令和6年7月9日に被相続人甲から建物Gについて贈与を受け、令和6年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の6に規定する贈与税の配偶者控除の適用を受けている。被相続人甲と配偶者乙との間で家賃等の授受は行われていない。